

IPEA /

第 章

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日
-------------	----------

第 欄 国際出願の表示		出願人又は代理人の書類記号
国際出願番号	国際出願日 (日・月・年)	優先日 (最先のもの) (日・月・年)
発明の名称		

第 欄 出願人	
氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）	電話番号：
	ファクシミリ番号：
	出願人登録番号：

国籍 (国名) :	住所 (国名) :
-----------	-----------

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：	住所（国名）：
---------	---------

☐

様式PCT/ IPEA/ 401 (第1用紙) (2007年4月版)

第 欄の続き 出願人

この第 欄の続きを使用しないときは、この用紙を国際予備審査請求書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国籍（国名）：

住所（国名）：



その他の出願人が他の続葉に記載されている。

第 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

下記に記載された者は、☐ 代理人 又は ☐ 共通の代表者 として

- ☐ 既に選任された者であって、国際予備審査についても出願人を代理する者である。
- ☐ 今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通の代表者は解任された。
- ☐ 既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査機関に対する手続きのために、今回新たに選任された者である。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

電話番号：

ファクシミリ番号：

代理人登録番号：

- ☐ **通知のためのあて名：**
代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第 欄 国際予備審査に対する基本事項

補正に関する記述：*

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。
- ☐ 出願時の国際出願を基礎とすること。
- ☐ 明細書に関して ☐ 出願時のものを基礎とすること。
☐ 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
- ☐ 請求の範囲に関して ☐ 出願時のものを基礎とすること。
☐ 特許協力条約第 1 9 条の規定に基づいてなされた補正（添付した説明書も含む）を基礎とすること。
☐ 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
- ☐ 図面に関して ☐ 出願時のものを基礎とすること。
☐ 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
2. ☐ 出願人は、特許協力条約第 1 9 条の規定に基づく請求の範囲について行った補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。
3. ☐ 国際予備審査機関が規則 6 9 . 1 (b) に従って国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則 6 9 . 1 (d) に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。
4. ☐ 出願人が国際予備審査を規則 5 4 の 2 . 1 (a) に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する。

* 記入がない場合は、1)補正がないか又は国際予備審査機関が補正（原本又は写し）を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、
2)国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正（原本又は写し）を受領したときは、これらの補正を考慮して予備審査が開始又は続行される。

国際予備審査を行うための言語は_____であり、

- ☐ 国際出願の提出時の言語である。
- ☐ 国際調査のために提出した翻訳文の言語である。
- ☐ 国際出願の公開の言語である。
- ☐ 国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。

第 欄 国の選択

この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ P C T 第 章 に拘束される全ての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

第 欄 照 合 欄

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第 欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。

- | | |
|--|---|
| 1. 国際出願の翻訳文..... : | 枚 |
| 2. 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づく補正書..... : | 枚 |
| 3. 特許協力条約第 1 9 条の規定に基づく補正書
(又は、要求された場合は翻訳文)の写し..... : | 枚 |
| 4. 特許協力条約第 1 9 条の規定に基づく説明書
(又は、要求された場合は翻訳文)の写し..... : | 枚 |
| 5. 書簡..... : | 枚 |
| 6. その他 (書類名を具体的に記載) : | 枚 |

国際予備審査機関
記入欄

受 領 未 受 領

☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐

この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。

- | | |
|---|---|
| 1. ☐ 手数料計算用紙 | 5. ☐ 記名押印 (署名) の欠落についての説明書 |
| ☐ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面 | 6. ☐ 電子形式による配列表 |
| ☐ 国際事務局の口座へ振込を証明する書面 | 7. ☐ 電子形式による配列表に関連するテーブル |
| 2. ☐ 個別の委任状の原本 | 8. ☐ その他 (書類名を具体的に記載) : |
| 3. ☐ 包括委任状の原本 | |
| 4. ☐ 包括委任状の写し (あれば包括委任状番号) : | |

第 欄 出 願 人、代理人又は共通の代表者の記名押印

各人の氏名 (名称) を記載し、その次に押印する。

国際予備審査機関記入欄

1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日

2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付

- | | |
|---|---|
| 3. ☐ 優先日から 1 9 月を経過後の国際予備審査請求書の受理。
ただし、以下の 4, 5 の項目にはあてはまらない。
☐ 出願人に通知した。 | 6. ☐ 規則 54 の 2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請求書の受理。
ただし、以下の 7, 8 の項目にはあてはまらない。 |
| 4. ☐ 規則 80.5 により延長が認められている優先日から 1 9 月の期間内
の国際予備審査請求書の受理 | 7. ☐ 規則 80.5 により延長が認められている規則 54 の 2.1(a)の期限
内の国際予備審査請求書の受理。 |
| 5. ☐ 優先日から 1 9 月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが
規則 82 により認められる。 | 8. ☐ 規則 54 の 2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請求書の受理
であるが規則 82 により認められる。 |

国際事務局記入欄

国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:

〔備考〕

- 1 「国際出願番号」の項には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/JPO○○○○/○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受けていない場合には、受理官庁の名称を「RO/JP」のように記載する。
- 2 記載すべき出願人のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「その他の出願人が続葉に記載されている。」の前の□内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 3 「代理人又は代表者、通知のあて名」の欄には、出願人自身が国際予備審査請求を行う場合及び通知のあて名を定めない場合には、記載は不要であるが、国際予備審査請求をすべての出願人の代理人又は代表者により行う場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載するとともに、該当する□内にレ印を付す。国際予備審査に係る報告書等の通知先を新たに設けた場合には、そのあて名を記載するとともに、「通知のためのあて名」の前の□内にレ印を付す。
- 4 「国際予備審査に対する基本事項」の欄には、次により記載する。
 - イ 「補正に関する記述」の項は、国際予備審査における補正の扱いについて、出願人の希望を記載するものであり、該当する□内にレ印を付す。
 - ロ 国際予備審査を行うための言語については、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「日本語」のように記載するとともに、該当する□内にレ印を付す。
- 5 その他は、様式第1の備考1、2、4、5、7、9、10、12 から15まで、17、20 及び21、様式第2の3の備考1、3 及び4並びに様式第7の備考11、14、15、17 及び18と同様とする。